

提 供 日 2026/09/17
タイトル 教職員の懲戒処分
担 当 教育委員会 教育総務課 義務教育課
連 絡 先 勤務条件・監察班
TEL 054-221-3580



(趣 旨)
静岡県教育委員会は、教職員の懲戒処分を次のように実施した。

(概 要)
懲戒処分
1 処分日 令和8年9月16日(水)
2 処分量定 戒告
3 所 属 中学校(西部)
4 職 名 教諭
5 年 齢 43歳
6 性 別 男性
7 事案概要(交通事犯(人身事故))
当該教諭は、令和8年4月4日(土)午後3時35分頃、私用で普通乗用自動車を運転し、磐田市内の道路を進行する際に、運転上の注意義務を怠り、対向車線を進行してきた男性が運転する準中型貨物自動車及びその後方を進行してきた女性が運転する普通乗用自動車に自車を衝突させ、男性に加療約3週間、女性に加療約12日間を要する傷害を負わせた。
当該教諭は、令和8年5月12日(火)に免許停止30日の行政処分を受け、令和8年7月8日(水)に浜松簡易裁判所から罰金15万円の刑事処分を受けた。

(県教育委員会教育長 前澤 綾子 コメント)
教育委員会が一丸となって交通安全意識の徹底などの不祥事防止対策に取り組む中、教職員にこのような交通事犯があったことは、児童生徒、保護者をはじめ、県民の皆様の学校教育に対する信頼を失わせるものであり、社会的責任は大きく、深くお詫び申し上げます。
県教育委員会としましては、このことを大変重く受け止め、再発防止に向けて、交通規則の遵守徹底を改めて促すとともに、具体的、実践的な指導や研修を通じて、職員全体の一層の綱紀粛正と使命感、倫理観の高揚を図り、教育行政の信頼回復に努めてまいります。

令和 8 年度 静岡県教育委員会 懲戒処分

件 数

令和 8 年 9 月 17 日現在

区分		免職	停職	減給	戒告	合計	内 訳				
							小学校	中学校	高校	特支	事務局
児童生徒等	性暴力等	2				2	1		1		
	体罰										
	不適切な言動				1	1		1			
職員	わいせつ・セクハラ										
	パワハラ等										
わいせつ行為		1				1		1			
服務義務違反											
交通事犯					2	2		1		1	
その他				1		1			1		
管理監督責任											
合 計		3		1	3	7	1	3	2	1	
内 訳	小学校	1				1	その他：傷害（減給）				
	中学校	1			2	3					
	高 校	1		1		2					
	特 支				1	1					
	事務局										

平成 28 年度～令和 7 年度の懲戒処分件数一覧

区 分		H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
児童生徒等	性暴力等	2	1	6	7	7	2	4	4	2	3
	体罰		1	1	1			1	2		
	不適切な言動				1	1		1	3	3	1
職員	わいせつ・セクハラ	2	1	1	1	1			2	1	
	パワハラ等					1					
わいせつ行為				2		3					2
服務義務違反		4	1	2	1	1	1		3	4	2
交通事犯		8	6	8	10	8	5	5	5	8	4
その他		5	3	1	1	1	2	3	1		3
管理監督責任		3	1	2	1	2	1		1		3
合 計		24	14	23	23	25	11	14	21	18	18
内 訳	小学校	2		2	4	7	2	5	8	3	2
	中学校	11	2	5	8	9	5	3	3	8	3
	高 校	8	10	13	10	7	3	6	8	5	10
	特 支	3	1	3		1	1		1	1	3
	事務局		1		1	1			1	1	